

登米市国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証廃止に伴う資格確認書等の交付について

令和6年12月2日～令和7年7月31日まで				
区分	◇国民健康保険◇		◆後期高齢者医療保険◆	
	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
新規加入	資格情報のお知らせを 交付（要届出）	資格確認書を 交付（要届出）	資格確認書を郵送（申請不要）	
紛失等	資格情報のお知らせを 交付（要申請）	資格確認書を 交付（要申請）	資格確認書を交付（要申請）	
既加入者	有効期限が短い一部の人 【注1】に対し、資格情報 のお知らせを送付 （申請不要）	有効期限が短い一部の人 【注1】に対し、資格確 認書を送付 （申請不要）	資格内容に変更があったときは資格確認書を交付 または郵送(新規で併記希望は要申請) 例：転居、適用区分の併記申請等	

令和7年7月中旬に加入者全員に郵送（証の有効期限令和7年7月31日のため）				
区分	◇国民健康保険◇		◆後期高齢者医療保険◆	
	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
加入者 全員	資格情報のお知らせを 郵送（申請不要）	資格確認書を 郵送（申請不要）	資格情報のお知らせを 郵送（申請不要）	資格確認書を 郵送（申請不要）

令和7年8月1日から				
区分	◇国民健康保険◇		◆後期高齢者医療保険◆	
	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
新規加入	資格情報のお知らせを 交付（申請不要）	資格確認書を 交付（申請不要）	資格情報のお知らせを 郵送（申請不要）	資格確認書を 郵送（申請不要）
紛失等	資格情報のお知らせを 交付（要申請）	資格確認書を 交付（要申請）	資格情報のお知らせを 郵送（要申請）	資格確認書を 交付（要申請）
既加入者	要配慮者等に資格確認書 を交付(要申請)【注2】	—	要配慮者等に資格確認書 を交付(要申請)【注2】	—

【注1】有効期限が短い一部の人とは、令和7年7月31日までに70歳、75歳を迎える人や、令和7年7月31日までに在留期限を迎える人です。

【注2】要配慮者（障害者、高齢者などでご自身でマイナ保険証を使用することが難しい人）の場合は、申請により資格確認書の交付が可能です。次回更新時以降は申請不要で資格確認書を毎年度自動的に郵送します。

※ 上記情報についてはR6.12.2現在のものです。今後変更となる場合があります。